

ディスカッション

天野 どうもありがとうございました。

以上で予定していたパネリストのご意見を伺いました。随分たくさん問題点が出てきて、先ほどの基調講演とかなり違ったご意見をたくさんいただいています。これは大きな問題が幾つもあるということだと思いますが、一応私なりに整理しても、少なくとも6つか7つくらいのポイントがあります。

1つは、単体なり個々のセクターについての議論はある程度進んでいるものの、全体として総量をどう削減するかというメカニズムをこれから決めていかなければいけない。それをどうやってやるか。一番望ましいのは、それぞれの主体が自主的に頑張っていく、それを全部合わせてみたら、全体の総量の排出を下げるようなメカニズムができてきたということが一番いいわけですが、果たして現在そういう方向に行っているのか、あるいはそれで行けるのかという点があり、今ご意見をいただいた内容と、例えば新澤さんなどのご意見とは、少し異なるかと思えます。

もう1つは、京都メカニズムの話ですが、京都メカニズムを活用するというのは費用・効果性の高い方法であるということですが、これも、例えば国内で使うときには、総枠をかけるということに対し産業界は反対であるといったご意見もあります。このあたり先新澤さんと産業界の方々とは少し意見が異なるかと思えますので、ご意見をいただけたらと思います。

それから、先ほど待機電力の話がありました。これは、特に民生でこういうことがよく起こるのですが、製品を販売し、販売後、使用するのは消費者なわけですが、消費者の使い方いかんでエネルギー使用が増えてしまう。そうすると、これはむしろ製品を販売することよりも、製品提供時のサービスを上手に管理すれば、先ほどおっしゃったように、伊藤さん場合には自分で消すのですが、それを誰かが代わってやってやらないとうまくいかないような時代にどうする

かという場合には、むしろ製品を販売するよりも、製品の持つ機能をサービスとして販売するといった考え方が最近出てきており、松尾さんのご報告の一部にそういうお考えが入っていたかと思えます。要するに、サービスのほうが重要ですから、それをきちっと管理するような仕組みを産業界としてどのようにお考えかといった論点、あるいは松尾さんのほうでどういうサジェスションができるかといったこともあるかと思えます。

それから、国内の制度がどのように動いていくかが極めて不確実であって、一応決まったものの、それがまだ半透明とおっしゃいましたが不確実性を増しているような面があります。特に、国内の制度についてもそうですが、京都メカニズムを使う際、日本の国内でそれを支援するような体制ができていくのかどうかといった疑問点も出てきました。そういう形で、政府側にも不透明さをなくすとか不確実性を減らすとかいろいろな役割があるかと思えますが、なかなか動きがよく見えていないというご意見で、これに対しては谷津さんからご意見をいただけたらと思います。

それから、途上国の話も出てまいりました。これはむしろ松下電器のように海外で展開されているところでは、生産拠点が国内から海外のほうへ重点が移っていくという形で、国内では減るが、海外でそれが増える。これは経済学のほうでは「カーボン・リンクージ」と言いますが、それを見過ごしておいて日本が減ったと喜んでいくという指摘がありました。それをシステムで解決しなければいけない面もあるかと思えますが、個々の企業がそれぞれ技術移転などをしながらその取り組みも進めている。こういう点については、国はどのように見るのか。つまり、途上国ももっと積極的に参加できるような仕組みを早くつくらなければいけないのではないか、というご指摘があったかと思えます。

それから、これは大変大きな問題かと思えますが、

技術とメカニズム、ソフトのつくり方の関係になるかと思いますが、原単位は趨勢的に下がってきているという認識が一般的ですが、柳下さんのデータでは、そうでないところもあるということで、これから排出削減に取り組む中で、どのようにしてそういう技術を高めていくようなやり方ができるのかどうかです。

省エネ技術に関して、確かに日本のレベルは非常に高いわけです。しかし、どうして高かったかといえば、それが日本の競争力を支える1つの大きな要因だったわけです。他の国はあまりやっていないところで、日本は非常に大きく力を入れて省エネをやったため、それが日本の競争力を支える基盤になったという側面が非常に大きいと思います。しかし、他の国が同じように省エネ、今回は省エネではなく「省炭素」ですが、炭素を減らす技術に取り組み始めたときに、日本が今まで高いからといってじっとしていると、明らかに競争力が落ちるわけです。

日本は、省エネ技術では確かに世界最高水準ですが、賃金も世界最高水準です。競争力は両方で決まっていますから、今までの高い技術をじっと持っていたら競争力は明らかに落ちていく、それをどのように考えるかという点があるかと思えます。

ですから、日本は、エネルギーのところだけを見ますと、優等生ですが、それだけでは日本の産業というのは成り立たないのは、先ほどのカーボン・リンクージの話からよくわかるわけです。ですから、それを全部含めてどう考えたらいいのか。

先ほどの「原単位が下がっていかなくて、途中から反転している」というのも、エネルギーの実勢価格をご覧いただいたらすぐわかることで、1986年後半から日本の実質エネルギー価格は非常に下がっています。これでは省エネの誘因が働かなくなり、それまでの省エネが止まってしまったのは明らかですので、そういう点から、新澤さんなどは「経済のメカニズムをもう少し使って、今の方向を変えるような、そういうシステムが要るのではないか」というお話ですが、

その点について産業界の方はどう受け止められるのでしょうか。

以上のような点がたくさんあるかと思えますので、どなたからでもご自由に今の問題についてのご意見をいただければと思います。

まず谷津さんのほうから、政府としてこういう対応が要るのではないかといったご指摘があった点、柳下さんのほうでも、もし何かご意見があれば、併せてお願いします。

谷津 今の点と、あと会場の方から「なぜ今から議定書の批准を議論しなければいけないのか。これは2008年から義務がかかるわけだから、国民的な議論も踏まえてもう少し時間をかけて議定書批准の議論をしてもいいのではないか」といったコメントもいただきましたので、それに対してのお答えも含めて、まずお話をさせていただきます。今回の法律の議論と審議会の議論ですが、やはり大きな背景になっているのは、アメリカが批准しないということです。したがって、そういう中で日本の産業界だけ（EUもいるわけですが）アメリカとの国際競争力の観点から、果たして不当な重荷を背負うことになるのかどうか、このあたり先重要なポイントとして国内制度の議論が進められているのだらうと思います。

お話し申し上げましたように、国際的にもステップ・バイ・ステップの考え方をとっています。なぜ今から取り組まなければいけないのかということですが、柳下さんのお話でも明確なように、排出量のトレンドは基本的に右肩上がりですから、対策が遅れば遅れるほど京都議定書の目標を達成する6%削減のための削減量が年々増えるわけです。早めに対策をとり、増加トレンドを安定から減少にしない限り、極めてドラスティックな対策を短期集中的に行わなければいけません。果たしてそれで日本の経済社会が成り立つのか。じっくり時間をかけて準備をきっちり行いながら対策をとる必要があるのではないのでしょうか。

いきさつからしても、1992年に条約ができて10年目。

日本が議長国になった京都会議は1997年ですから、時間もたっています。これまでの国際交渉の経緯をみても、なるべく京都議定書の発効を早期にして、世界全体の体制を整えようとした。そのためのいわば妥協のプロセスだったのです。その妥協が最終的にボンでなされ、マラケシュで条文化されたというわけです。

議定書の発効は、日本の国会の承認のもとで発効するわけですが、これはその国の社会が全体として本気になって温暖化対策に取り組むという意思を国の内外に表明することになるわけです。そういうことから、アメリカが批准しない、アメリカの産業界はフリーライダーになりかねないという中で、日本の今の経済や産業界の状態、あるいは国民の意識という中で、法律で定式ができるのはどの範囲なのかということ、多分これから真剣に議論して法律をつくるということになるのではないのでしょうか。

温暖化対策のための法律は、1998年に京都会議を受けて「地球温暖化対策推進法」ができています。これは非常に限定的な法律でありますので、その法律を土台に、改正になるのか新法になるのかわかりませんが、その法律でつくった法的な枠組みを土台にして、その次のステップを通常国会でご審議いただくということになるのではないかと思います。

最後のポイントですが、当然ながら、そういう温暖化対策には国民的な連携と参加と共同が不可欠ですから、そういう仕組みづくりのプロセスは可能な限りオープンにし、可能な限りいろいろな方々とのコミュニケーションをよく図ったうえで、意思決定をしていく必要があるのではないかと、これを、当然のこととして考えています。

天野 どうもありがとうございました。

先ほど基調講演の中で、今は省エネ法がありますし、トップランナー制がありますし、そういう形で進んでいるのですが、規制手段というのは効率性が悪いと

言われて、どんな感じがするのでしょうか。

つまり、全体的なメカニズムとして、国際的にもいろいろな議論が出ているのは、経済的な手法というのが、コストを下げる意味では産業界にとってもいいし、国民にとってもいいし、という面があって、例えば排出取引制度などは、先ほどのご説明にもありましたように、限界費用の高い、削減費用の高い国が利用しやすい制度だということです。そういう点について、現在の日本の政策は、どちらかといえば直接規制頼りということですが、産業界の方々はむしろ経済的手法が今後広がっていくとお考えなのか、従来のやり方のほうがよいとお考えなのか、その辺はいかがでしょう。
須田 地球環境問題というのは、従来の公害型の問題と違って、規制をしっかりとかければ収まるというものではない。というのは、CO₂問題は特にそうですが、社会の隅々で様々な活動の中から出てくるということから、単純な規制では削減できない部分があるという意味で、規制的措置はなじまないというか、効果はないと考えるわけです。

もう一つ、では、経済的手法が効くのかということですが、これも2つあります。例えば、国内排出権取引のような経済的手法がうまく機能するかどうかについて、私どもはどう考えているかを少し述べさせていただきますと、2つの論点があります。

一つは、日本には少し厳しい面があるのではないかと。日本は、先ほど来申しますように、かなり省エネが進んだ国で、要は「キャップをかけて」といいますか、排出量割当があったとして、その余裕がない、ぎりぎりだということになる。そうすると、結局、キャップというのは、割当なり「排出権を渡しますよ」といった形ですが、その実は規制に限りなく近いといった形になり、それがどんどん産業活動を規制していくような経済統制につながっていくのではないかと、いった危惧を持っている、というのが一つです。

もう一つは、もともと国際的な排出権取引がなぜよいのかといえば、こう考えています。一つは、京都議定

書の各国が約束した「約束値」に不公平さがある。目標達成が非常にやさしい国と、日本のように非常に苦しい国ができた。それは認めざるを得ない。それを回避する、あるいは緩和する、柔軟的に取り組むために国際排出権取引ができてきたとして、これは大いに評価できるし、それを頼って日本は頑張らなければならないということ、これはよいわけですが。

そうすると、それを国内で行う場合、国内において排出量割当が不公平であるときのみ排出権取引が機能するという変な論理になります。だから、最初の割当を公平にしてほしい、公平でないときは「公平でないから、楽なところは売れるし、足りないところは売れるところに買いに行く」ということを前提にした制度ではないか。したがって、国内排出権取引、しかも規制を伴うといいますが、支給割当の伴う排出権取引というのは、原理的にもう少し考えていくべきではないかと考えています。

伊藤 基本的には、やはり自主的に行うのが一番良いのではないかと思います。CO₂は企業にとってあまねく使っているものです。ただ、それをどうやって割り当てるか。一律でやるのか。マイナス6%は、全世界でやりました。その規制はよいと思います。ただ、それを国内でどうするのかといえば、やはり業種によって違い、勢いのある企業、ちょっと苦しい企業、いろいろあります。それを一律にやったところで前へ進まないと思います。したがって、自主的な取り組みをうまく活用する。その自主的な取り組みを、どちらかといえば政策的にバックアップする。そういうほうが結果的には早く目標が達成できるのではないのでしょうか。

例えば、今いろいろやっています、トップランナーとか様々な技術開発、「やれやれ」と言わずに、それに何かバックアップする、インセンティブをつける。こちらのほうが絶対にトータル的に早いのではないかと思います。またそれが企業の強みになっていくと、このように思っています。

新澤 今、須田さんや伊藤さんがおっしゃったような

ことを最近よく聞く機会があります。「日経エコロジー」という雑誌に経団連の会長が書いておられましたし、関経連でも声明を発表されましたし、しょっちゅう聞いて、本日の筋立てを組み立ててきたのですが、またここで同じ議論をするとなると、やはり私のほうが説得力なかったのかなと思ひ、「どこが悪いのかな」といつも考えるわけです。

排出権取引が不公平な制度ではないかということですが、では、今なぜ各国で使っている技術が違うのか、高い省エネ技術を使っている国とそうでない国とがあるのかというのは、エネルギー価格が大きく影響しています。各国が持っているそもそもの条件をすべて御破算にして、足並みをそろえてスタートしようというのは、国際交渉でちょっとそこまで言えないのではないかと思います。

各国のアドバンテージやディスアドバンテージを帳消しするような目標が公平だということは、つまりロシアもウクライナもイギリスも日本と同じ技術を使うところまで各々そこまでまずやるという目標を設定することです。それは国際交渉では恐らく通らないと思います。これまでの各国が持っていたいろいろなアドバンテージであったりディスアドバンテージであったり、それを全く御破算にしようという交渉をしようということ、それはちょっと無理なのではないか。

国内でもやはり同じようなことがあって、効率と公平が乖離している場合に、むしろ排出権取引が効くと私は思っています。効率と公平が乖離しているから、公平性をもって、須田さんいわく公平ではないのですが、皆が納得するような目標をまず設定する。しかし、それは効率性と乖離しているから、それを取引で埋めていく。なるべく安い費用であげようということなのだろうと思います。

あと、伊藤さんが報告された中に「原単位が上がっているのに、なかなかだめなんだ」というお話があって、それは私が発表したことのまさしく裏づけであると思います。

松尾 公平性の問題と効率性の問題とはまったく別の問題として考えていただいたほうがよいということ、制度論的なところで今、直接規制の話が若干出てきましたので、それに対して1つコメントしておきたいと思います。

経済学者の方々は、経済合理性といいますが、人間はそういうことで行動するとか、あるいは社会はそうなっていると仮定したところから話をされることが多いのですが、実際はとんでもなく、そんなことはない。日本のエネルギー消費というか、エネルギーの効率性、特に産業界のそれが非常に高い1つの理由は、日本の産業界にはそのエキスパートがたくさんいるからだと思っています。

すなわち、エネルギー管理士という1つの制度です。これは直接規制にほかならないわけですが、例えば日本電機工業会などは恐らく第一種指定工場が一番多い業界だと思いますが、あそこには本当に大勢の方、あるいは電力業界もかなりおられるわけですが、かなりの数のエネルギーのプロがおられる。プロがいて、プロは合理的な使い方がわかる。そういう人たちがいっぱいいるという制度をつくった。これは日本のすごく良い制度だったと思います。そういう意味で、省エネ法はセルフキャパシティビルディングのための直接規制であったと思っています。

それから、国内制度が2005年からその次のフェイズに入るのであろうという話もあり、私は、その点で2つの面があると思います。1つは、かなり困った面、というのは、私もエネルギーの一応専門家をやっていましたので、このまま恐らく2004～2005年までこのトレンドは変わらないと思います。柳下さんがおっしゃったように、マクロな意味での原単位はほとんど変わらないという状況で、若干エネルギー消費が増えつつあるという状況が、おそらくもう2～3年は続くと思います。

そうなったときにどうなるか。怖いのは、ここで本当に厳しいドラステックな規制が入ってくる可能性があります。それは否定できないと思います。そこが怖

いのです。そうならないためにどうすればよいかを考えなければいけない。規制が怖いからやめるのではなく、規制が入るかもしれないというリスクを考えつつ、今の行動をどうするかを考えなくてはならないということがあるかと思えます。

もう1つは、良い面です。それは何かといえば、時間が少しできたということです。例えば、国内制度をどうしたいかということに対する提言なるものがあまりなかった。産業界では自主行動計画をひたすら守っていくということしか今のところ出てこなかったわけですが、自主行動計画も4年くらい時間がたち、もうそろそろいろいろなことを考えていかなければいけない。次の考えることは、おそらく取引といいますが、柔軟性をいかに入れるかだと思っています。

実際に、例えばJEMA(社)日本電機工業会)は斎藤さんがかなり頑張ってきておられますが、それだけではなく、他の業界の方々などをいろいろ見ていただくとわかりますが、私などもこの世界で企業がどういう行動をとっているか見てみると、国際市場で頑張っている企業の考え方とドメスティックな企業とは少し違うと思います。JEMA傘下の企業は本当に国際的に闘っておられる企業なので、そういうところが何となく見えたのかな、という気がします。

それで、制度設計の話に戻りますと、先ほど控室でもちょっとお話ししていたのですが、これから制度設計していく。私どももそういう提案をしているのですが、これからの制度設計の中では、アメとムチの“アメ”の部分はどう設計するかが問題であろうと思っています。例えば、すごく効率の良いエアコンを製造した、または、ハイブリッド車をたくさん販売したということがあれば、それがクレジットという形で企業に戻ってくるような制度などがよいのではないのでしょうか。それがアメの部分になるわけです。排出権とか何とか、あるいは税金など規制のようなものだけではなく、それが良いことをすればどんどん返ってくるような制度、むしろそういう制度になってほしいということ、2005

年に次のフェイズに移るのであれば、それまでになるべく政府その他に提言していただくということが、我々の、特に産業界の技術力を上げていくという意味でも良いのかなと、個人的には思っています。

天野 どうもありがとうございました。それでは、柳下さん、お願いします。

柳下 産業界の方からは、常に産業分野の排出削減、排出抑制に焦点を当てた発言が出てきます。規制、経済的手段、自主的取り組み云々。私は、経団連がこの間頑張ってイニシアチブをとってきたことは評価していますし、それ自体は全然否定しないし、むしろ世界的に見てもよくやっておられると思っています。しかし、先ほど申し上げましたように、日本の排出構造を見たとき、排出量がずうっと増加傾向で推移している民生分野と交通分野に焦点を当てない全体の制度設計はあるのだろうか。だから、産業分野だけの事情で「経済的手段は絶対だめ」とか「自主的取組でなければ駄目」とかいう経済界の主張に与することが、本当に日本としてハッピーなのかどうかということをそろそろ考えておくべきです。松尾さんと同じ意見ですが、時期を失すと思いついた政策手段を強引に導入せざるを得ない、他の選択がなくなってやるということになると思います。

民生も交通も決して産業界にとって他人事ではない。少し具体例をいえば、最近、排出増の著しい運輸がとて気になるので、いろいろな所に出かけて実例を調べているのですが、某製鉄工場と自動車工場から伺った話を紹介します。鉄鋼にとって自動車工業は重要なお客さんです。圧延コイルをどんどん生産し、自動車メーカーに運んでいる。なぜ全部トラックで輸送するのか。例えば東京湾でいえば、自動車工場の目の前の港の対岸に製鉄工場があるのに、わざわざトラックで東京湾を半周して運ぶわけ。船で行けば直線。鉄道もあるし、横断道路もある。それを結局、CO₂の排出が一番多いと思われる手段を選んでいるのです。名古屋の方にある関係業界に、「な

ぜ鉄道で運ばないのですか」と聞けば、答えは簡単で、コストだけです。技術ではないのです。船で運ぶことについて、若干塩害の問題を言っておられましたけど...

そうすると、企業が交通手段として何を選択するかというその動機は、技術的にできる、できないということではなく、経済的なところに問題がある訳です。「これに対して自主的にやいなさい」といっても、ここには自ずと限界がありますね。ですから、私は、このようなことまで含めて、我が国全体として、個人や組織が行動を選択する際、環境というものがちゃんとコストに反映され、最終的に温室効果ガスの少ないものを選択できるという仕組みを考えなければなりません。「経済的手段というのは絶対だめなんだ」を繰り返していると、現在の排出増のトレンドが続き、やむにやまれずにもものすごく厳しいことをどこかで制度として導入せざるを得ない時期が来るのではないかと。むしろそちらのほうの危惧を私は感じています。

天野 先ほど大串さんのほうからGHGプロトコルのお話がありましたが、その中で、排出というのはどこまでが企業の排出なのかというお話があって、直接排出、間接排出というのがあり、今ちょうど柳下さんがおっしゃったような、製品を運ぶとか従業員を運ぶというのは、間接排出という形で入れるといったプロトコルが国際的にできつつあるわけですね。これは企業が自分でやって、自分でインベントリーをつくって管理するわけですから、その辺で大串さんは何か今のようなお話でご意見あるでしょうか。

大串 間接排出とか直接排出とかいろいろありますが、とりあえずそういうことは置いておき、二酸化炭素を減らすということを考えた場合、一番簡単なのは、減らした人にお金をあげるよ、ということです。これが一番単純な議論です。「お金をもらえるのであれば、うち、これやるよ」とか、例えば民生でも「お金をもらえるのであれば、ちょっと我慢してこっちを選ぼうかな」とか考える人は非常に多いと思います。インセンティブとかアメとか言い方はいろいろあると思いますが.....。

そこにお金をあげるのであれば、反対にお金を誰かが賄わなければいけない。そこで経済的手法という難しい議論が出てくるのではないか。そのときに、例えば税金で賄うとか、排出権取引を行い、キャップを守れなかった人が出すとか、そういう議論が出てくるのではないかと思います。

先ほどのGHGプロトコルというのは、その間接排出という、民生や運輸に近い部分をもう少し明らかにデータを取ろうという試みであると私はとらえています。**天野** そうですね。先ほどのお話にもありましたように、もしそれがきちっと自分の会社のインベントリーに入ってきたら、どこで排出削減ができる可能性があるかというのは、自分のサイトだけ見ていたのではわからないものが見えてくるし、そこで削減できれば、今おっしゃったように、お金の換えられるし、あるいは規制がかかってくるとしたら、そこにひょっとしたらリスクがあるかもしれないということもわかるしという形で、GHGプロトコルというのは、そういう意味では、柳下さんがおっしゃったようなことが自主的な動きの中に取り込める1つの手法ではないかな、と思っています。

日本では、先ほどもご説明がありましたように、まだあまり認知度が高くないと思いますが、日本からも企業が参加しておられますし、これから参加される企業も増えてくるのではないかと思います。

私は別にGHGプロトコルそのものをここで宣伝しているわけではないのですが、それに類似したような取り組みは必要不可欠になってくるかと思しますので、そういう意味では、今ご心配の点も、徐々に制度的なインフラができてくれば、良い方向に働いてくるのではないかと私は思っています。

他に何か、今のような問題に関連して追加のご意見があるでしょうか。

それでは、フロアのほうからかなりの数のご質問をいただいていますので、今、私のほうでざっと申し上げて、指名された方は少しお考えいただいてお答えいただければと思います。

まず、谷津さんには、「CDM(クリーン開発メカニズム)とかJIC(共同実施)を事業者が希望したときに、登録するような仕組みとか時期などについては、国内制度としてどんな展望をお持ちでしょうか。わかればお教えいただきたい」ということです。

もう1つは、これはかなり限定された問題になるかと思いますが、「オーストラリアが京都議定書を批准する見通しを何かご存じですか。米国抜きの批准には消極的とか、費用対効果の高いCO₂削減プロジェクトが既にあるので、批准のインセンティブになるのではないか、ご意見を伺えたら」ということです。

それから、新澤さんには、「温室効果ガス削減の業界及び企業への割当があるのでしょうか」ということです。これは新澤さんにお聞きするのがよいのかどうか。谷津さんのほうでも、よければお答えいただければと思います。

それから、松尾さんには、「ご説明でJIとかCDMについてはいろいろな取り決めがあるということはあるのですが、AAU(Assigned Amount Unit)の発行がどうなるのかがご説明もあまりなかったので、わかる範囲でお教えてください」ということです。

もう1つは、「京都メカニズムを使うときに、あるいは実施するときに、途上国と先進国という言い方がありますが、これは何か両者を区別する共通の定義があるのでしょうか。議定書を批准した国とか排出量のインベントリーがちゃんとできている国などが先進国と思われるのですが、シンガポールは途上国なのでしょうか」ということです。

それから、大串さんには、「GHGプロトコルのほうで排出削減のことをご説明になったのですが、吸収源を増やすことを実施しており、その吸収源の測定についても何かそういうプロトコルがあるのでしょうか」ということです。

もう1つは、「生ゴミを焼却処分しないで資源利用したときには、CO₂排出削減できるのですが、それが排出権のビジネスに使えるのでしょうか」ということです。

す。それから、柳下さんには、「排出削減目標の達成のため、国の役割とは別に地方自治体にはどんな特色を出した活動ができますか。また、国民参加は大変重要だと思いますが、国民が参加したという実感が持てる必要があると思うので、何か良いアイデアをお持ちでしょうか」ということです。

どなたからでも結構ですので、お願いします。**柳下** 自治体で行うべきことはたくさんあると思います。今まで自治体が行ってきたことといえば、大きく分けて2つです。1つは、自治体という一種の大きな企業が「自分でできることを率先してやりましょう」ということで、もう1つは、地域のすべてのセクターに対して一種の啓発活動を一生懸命行う。それくらいしかやってない、と言えばちょっと言い過ぎかもしれませんが、ほとんどそれに尽きます。

あと付け加えれば、国にならって、地域の一種の環境基本計画をつくるといったことですが、私は、本当にやらなければいけないのは、先ほども言いましたが、都市の都市計画、土地利用計画、交通計画、それから数々のインフラ整備といったところに温暖化対策の要素を積極的に注入することです。今後のインフラ整備は、それ自体が温室効果ガスの削減につながるようにすること、それを配置してでき上がったまちのシステム全体が、温室効果ガスの排出量を減らす方向で設計されていることだと思います。

私は最近、ドイツ、オランダ、フランスなどの交通システムを勉強しに行っているのですが、まちの改造計画、要するに公共事業があちらこちらで行われておりますが、かなり温室効果ガス削減ということを意識したことを行っています。

ただ、今私が言ったようなことを我が国で一朝一夕にできるかといえば、実は現状ではすぐにはできないと思います。というのは、税制や自治体の権限がまるで違います。したがって、私が今言ったようなことは、メニューとしてやろうと思えばできるということで、それができるような仕組みを日本に構築しなければなら

いのです。

そこで、「できる」というメニューをただ並べるだけではなく、そのメニューを実施するため、ぜひこれは自治体からも点検してほしいのですが、今ある制度、今あるお金の流れのどこを直さなければいけないかということ現場から明確にして、それを国に言うだけではなく、国民運動的に「そういうものを実現しようじゃないか」という流れをつくっていただくことが非常に大事ではないかな、という気がします。

一方、公害防止計画のように、激甚公害の時代にできた、制度のお金の流れがあります。こういった制度でそろそろ決別すべきものには決別すると、自治体が自らそういうことを言って、先に述べたような新しい時代に必要な対策や政策推進のためのお金の流れに変えていく勇氣が必要です。自治体の既得権益について再考をお願いしたいということも、あえて申し上げます。

国民参加の話は、先ほど少し申し上げましたので、それで代えさせていただきますと思います。

天野 それでは、もう時間もそろそろなくなりかけていますので、ごく手短かにお願いします。

谷津 まず、CDM、JICについての国内の仕組みづくりですが、両方とも、やろうとされる事業者、企業の方が、そのプロジェクトの事業計画を、国内の場合は日本政府、それから事業を実施する中国やロシアなど、両方の国にまず承認を求めめる必要がある。あと、参加するためには、そういう事業者の排出量をしっかり把握できるようなレジストリー(登録簿)を整備しなければいけない。最終的にはクレジットをやりとりするような全体の登録簿も必要だということになりますと、そういう手続面と組織体制としっかりしたデータ管理のための仕組みというものが必要になってきます。

問題はCDMで、2000年以降、COP7の合意までに実施されたプロジェクトのことを「早期CDM」と言っていますが、2005年までに登録したものについては、クレジットの発行の対象になっていくということですので、

2008年を待たずに、こういう制度を整備していかなければいけないということで、具体的なスケジュールを私は存じあげていないのですが、2005年というタイムリミットもあるものですから、法律が整備された時点には、こういった国内の体制の整備に直ちに着手するのではないかと考えています。

次に、オーストラリアの件ですが、日本がマイナス6%である一方、オーストラリアはプラス8%まで排出量の増枠が認められているにもかかわらず、批准をしないという国で、どうい理由がよくわかりませんが、交渉の過程では、主に吸収源について最後まで粘った国ですので、8%にとどまらず、もっと余裕を持ちたいと思っているのではないかと考えられます。

アメリカがああいう態度をとりましたので、現政権はあまり批准に積極的ではないのですが、どうボンでもそうですが、交渉団は非常に積極的に交渉しており、条件が整えば方針も変わるのではないかと、このように私は個人的に見ています。

一方で、日本の企業はオーストラリアに森林関係でかなり投資していますので、オーストラリアが京都メカニズムに参加できないということになると、日本企業にとってもデメリットになりますので、これは日本政府としても積極的にオーストラリアに働きかけることが両国にとって良いのではないかと考えています。

キャップ・アンド・トレードについては、一言だけ申して、あと新澤先生にお願いしますが、環境省は今回提出する法律の中ではキャップ・アンド・トレードは必要ないと考えているようです。しかし、ステップ・バイ・ステップで、ファースト・ステップの自主的取り組みを主体にしたような制度を運営してみて、その結果、本当に本日も議論になったような方向で削減の方へ進んでいくのか、排出トレンドは下がっていくのかというあたりをよく見たうえで、もし自主的取り組みがうまくいかなければ、また次の段階の大きな議論になるのではないかと考えています。

天野 それでは、新澤さん、お願いします。

新澤 政府の方針は今ご説明いただいたことですが、温暖化削減の業界、企業への割当があるか否かが、最もセンシティブな問題であろうと思います。私の話した内容は、なるべく早い段階で総量抑制の枠組みをつくったうえで、費用を見ながらステップ・バイ・ステップ方式で進めるほうがよいということです。その理由は、目標を達成する云々ということももちろんありますが、そのほうが経済効率的であるから、ということです。結果的には、やはり分母は伸びていって、原単位だけ減らすという結果になるかもしれませんが、そのどちらを選ぶかは各主体が判断していったらよいわけです。そのあたりで私の考えでは自由度はより高いと思います。

その際、様々な不安があるので、不安を解消するように、政府が行うべきことはいろいろあるだろうということをお願いして、例えばCDMに関して、最近「民間任せではなく、政府間の対話も同時にやります」といったことをお役所が言っていますので、排出権取引に関してもそういったことが何らかの形で考えられるのではないかと。不安を解消しつつやっていく必要があるのではないかと、ということです。

松尾 次の質問に対してですが、1つは、途上国と先進国の定義の問題です。これは、特に気候変動枠組条約の中にはAnnex1、いわゆる最初の附属書があり、そこに国の名前としてspecifyされています。具体的には、1992年当時のOECD諸国プラス旧共産圏（特に中欧・東欧）がAnnex1というイメージです。したがって、韓国は当時OECDに入っておらず、メキシコも同様でしたので、途上国扱いになっています。これは定義であって、今後変わり得ることは当然ながらあります。正確に言えばそうではないのですが、だいたいそんな感じです。

それから、AAUの発行に関する話、あるいはJI、CDMのユニットの登録等に関する話について、時間の関係で説明を省略しましたが、谷津さんのほうからも少しお話がありましたように、レジストリーという

ものが日本国内でできます。いつできるかわかりませんが、2~3年後くらい、あるいはまあ2年くらいたてばできるのではないかと思います。レジストリーとは何かといえば、登録簿、登録制度ですが、この日本国レジストリーの中に幾つかの口座ができます。日本国の口座というものができます。いわゆる保有口座（ホールディング・アカウント）と償却口座（リタイアメント・アカウント）ができます。リタイアメント・アカウントは京都議定書の目標遵守に使われるもので、みなさんにはあまり関係はありません。また、企業もいろいろな口座を持つことができます。例えば、関西電力や松下電器などの口座ができます。その中に前述の排出権のAAUその他を保有することができるという話です。

ただし、一番最初の問題として、まず、どこにどう発行されるかという話は、普通は規制する側が規制される側に割当を行うという話ですが、京都議定書の話はちょっと違い、実は規制される側の日本国政府が日本国政府のアカウントにまず割当を行うという形になっています。つまり、5年分の目標値に相当する分のAAUが日本国のホールディング・アカウントにまず割当が行われます。これは2008年に入ったときか2008年の前かどちらかだと思いますが、そのあたりにされて、それを日本国内のある種の規制といいますが、例えば国内排出権取引制度があったとすると、それに基づいて割当分を日本国の保有口座から各企業の保有口座にその数値目標分だけ差し上げる。無償かどうかという問題はありますが、多分、無償で差し上げるという形になる可能性が高いのかなと、個人的には思っています。

また、その企業が、例えば「ウクライナでJIをやりました」ということであれば、そのウクライナのJIのクレジット、ERU（Emission Reduction Unit）というものを自分の口座の中に持つことができる。それが日本国の遵守に使えるかどうかというのは、恐らくそこはよくわからないので、その所有権は基本的にはその企業にありますから、それを勝手に政府が召し上げる

ことはできないと個人的には思っています。

ただ、何らかの目標値で使う。すなわち、それが国内規制であれば、その国内規制を遵守する。自主規制の場合はどうなるか、少し疑問がありますが、自主の場合も恐らく、それに使うということは自分のものでなくなるということですから、それが政府の保有口座に入るということになるのではないかな、と個人的には思っています。レジストリー関係の話は、具体化にはもう少し時間がかかるとは思いますが、そのような形になっています。

もう一つ言っておきますと、これは口座ですので、銀行口座と同様なイメージで考えていただければよく、例えばイギリスの排出権取引制度の中にもレジストリーがあり、その中に皆さんが口座を持つことも可能です。以上です。

天野 それでは、最後になりましたが、大串さん、お願いします。

大串 最後に、吸収源のことについてご質問がありましたので、そのお話をしたいと思います。GHGプロトコルにも森林など吸収源に関する算定ツールや妥当な基準などを検討している委員会があります。これは、実は一番遅れている部分で、対象は生物ということもありますので、エネルギーのように一筋縄ではないという事情が原因ではないかと思っています。

私は個人的には、林学科にいたものですが、実習などに行くと、1本1本直径を測り、高さを測り、体積を測って、そこからその木が有する炭素分を推定したりするのですが、それを1本1本やればもちろん正確なわけですが、森林という広大な土地に対して、どのように安く正確に算定する方法を開発するかは非常に難しい問題をはらんでいると聞いています。

日本にも林野庁が主導で、たしか松尾さんも委員ではないかと思いますが、その方法について議論をしている委員会などがありますので、その委員会の結果などもこれから発表されていくのではないかと考えています。

天野 どうもありがとうございました。

ご講演の中にもありましたが、GHGプロトコルづくりは、第1段階を終わったところですが、まだ次々と続けて作業が行われるわけで、ぜひ関西からも関心のある企業をご参加いただき、世界をリードするような作業に加わっていただければと、このように私も思います。

それでは、予定の時間を少し過ぎてしまいましたが、本日は、私どものところで初めてこういうことの企画をして、どうなることかと心配していましたが、おかげさまで密度の高いセミナーができたのではないかと思います。

今後、COP8がありますし、国際交渉はまだ積み残し分がありますし、議定書の発効が近い将来期待されている。国内制度の構築も進んでいこうというところで、本日のような試みをまたいずれ改めて機会をみて開催することができたらとも考えています。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。長時間おつき合いいただき、本当にありがとうございました。

また、基調講演をいただきました方、パネル討論に参加いただきました講師の方に心からお礼を申し上げたいと思います。会場の皆さんも絶大なる拍手をお願いします。(拍手) それでは、どうもありがとうございました。これでセミナーを閉会させていただきます。